

手形・小切手を利用されている
事業者の皆さまへ

2026年度末までの
手形・小切手の電子化に向けて
※エントリー等不要

京銀でんさいサービス

発生記録手数料キャッシュバックキャンペーン

キャッシュバック
対象期間

➤ 2024年12月1日(日)～2025年3月31日(月)

でんさいを導入すると、働き方が変わる！



手形の取扱いに係る印紙税
郵送料等の**コストを削減**



手形への記入・押印
郵送等の事務**負担を軽減**



現物がいないため
盗難・紛失**リスクを低減**

キャンペーンの対象

以下の条件を満たした事業者さまが

キャッシュバック対象期間(2024年12月1日(日)～2025年3月31日(月))に行った

発生記録請求の全件を対象に発生記録手数料の全額をキャッシュバック

いたします。

【条件】京銀でんさいサービスにおいて、2024年12月1日(日)以降に初めて、「**発生記録請求**」を行った事業者さま

※他の金融機関で、でんさいの「発生記録請求」を行っている事業者さまでも、京銀でんさいサービスで、2024年11月30日(土)以前に「発生記録請求」を行っていない事業者さまは、本キャンペーンの対象者となります。

※対象者の判定は事業者(でんさい利用者番号)単位で行います。

キャッシュバックの金額・方法

当行宛にお支払いいただいた**発生記録手数料の全額(消費税相当額を含む)**を、対象となる発生記録請求が行われた決済口座宛にキャッシュバック(振込)いたします。

2024年12月～2025年3月分

2025年6月末までにキャッシュバック金額を振込

【留意事項】

- 本キャンペーンは、株式会社京都銀行が実施しています。(株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)が実施するキャンペーンではございません。)
- 本キャンペーンの参加に当たっては、事前の登録・エントリー等は必要ありません。
- キャッシュバックの振込時点で対象となる発生記録請求の決済口座が解約されている場合等には、キャッシュバックできない可能性があります。
- 本キャンペーンは期間中であっても予告なく内容変更や終了する場合があります。